

東京湾水環境再生計画

～美しく豊かな東京湾のために～

(関東地方整備局の取り組み方針)

平成 27 年 4 月 改訂版

国土交通省 関東地方整備局

【計画の包括的目標】

都市の水環境に対する価値観を普遍的なものとし、人々があまねく海からの恵みを享受できるよう、人と海の自然なつながりを取り戻し、多様な生物や文化を育み、良好な水環境が保たれている、東アジアのモデルとして世界に誇れる「美しく豊かな東京湾」の形成を推進する。

【ここでの言葉の定義】

- ✓ 「都市」： 人口や産業が集中・集積し、都市における環境と自然豊かな農山漁村における環境は本質的に異なるものではないが、約3,100万人の人口を擁し、世界のGDPの4%を占める関東地方の内湾である「東京湾」の置かれている環境を象徴する観点から、ここでは都市という言葉をあえて使用している。
- ✓ 「水環境」： 大気、廃棄物・リサイクル等と区別し、ここでは「水」に特化した環境を取り上げ、水質、底質、水生の動植物、水と人との関係等に係る環境の総称とする。
- ✓ 「環境に対する価値観」： 環境は全てにおいて同等のものであり、開発・利用・安全等のあらゆる段階において、常に同等に取り込まなければならない社会の普遍的基盤であると認識することとする。
- ✓ 「海からの恵み」： きれいな水、多様な動植物、海辺の景色や海の雰囲気、人と海の普遍的なつながり等、海の持つ美しさや豊かさなどとする。
- ✓ 「自然なつながり」： あらゆる観点において隔たりのない人と海をつなぐつながりを意識せずに構築できる状態とする。陸と海の連続的なつながりが重要との認識のもと、人と海の自然なつながりを取り戻す観点で取り上げている。
- ✓ 「生物」： 水中、底質、水際等に生活する動植物の総称とする。
- ✓ 「文化」： 人と海の関係において、長年にわたり形成される慣習、地域の知恵、社会構造等に加え、海・海辺における新たな活動の総称（生活様式）とする。
- ✓ 「東アジアのモデル」： 経済や産業で世界をリードするだけでなく、我が国を牽引する首都圏の環境の指標でもある東京湾の水環境を再生して良好に保つことは、先進国並びに東アジアの一員としての我が国の使命との観点から、美しく豊かな東京湾の再生・創出を一つのモデルとして東アジアを含め世界に向けて発信していく文化の意味を込めている。



左上：お台場海浜公園（人工海浜）
左中：多摩川河口干潟のトビハゼ
左下：横須賀・走水海岸のアマモ場

右上：葛西海浜公園東なぎさの干潟
右中：三番瀬沖からの東京湾の日の出
右下：千葉・盤洲干潟

計画改訂にあたって

閉鎖性内湾である東京湾は、特に高度経済成長期以後の人口や産業の集中・集積に伴う環境負荷の増大や埋立等に伴う影響を受け、環境上の問題が顕在化するようになった。そのため、陸域からの流入汚濁負荷削減とともに、海域における様々な環境改善の取り組みが実施されてきたが、東京湾の環境に関しては、水質や生物生息状況を見る限り、その改善状況は必ずしも芳しいものとは言い難い。

これは、我が国の社会・経済を牽引する首都圏の中心に位置する東京湾の特殊性に起因しているものと思われるが、都市における人々の生活や活動がなされている以上、環境保護という観点から、都市の開発や利用を一切停止しては都市が機能し得ない。一方、個別の開発や利用の環境に与える影響はたとえ僅かであったとしても、過去から営々と積み重ねられてきた活動の総体としての環境への影響は自然の浄化能力を超え、負の遺産として東京湾に残されていることもまた事実である。

このような観点から、東京湾においても、開発や利用と環境との調和を図りながら、質の高い良好な環境を将来世代へ継承することが重要な課題となっており、平成 13 年 12 月に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト第 3 次決定の「海の再生」に基づき、平成 15 年 3 月に「東京湾再生のための行動計画（第一期）」（以下、「行動計画（第一期）」という。）（東京湾再生推進会議）がとりまとめられ、平成 25 年 5 月には、策定後 10 年間の取り組みを評価・総括し、「東京湾再生のための行動計画（第二期）」が策定され、行動計画（第一期）に引き続き各主体が連携して環境改善の取り組みを進めているところである。

関東地方整備局では、東京湾の水環境再生のための取り組みについて、自らが主体となって進むべき方向、連携・協働のあり方等を概ね 10 年間の行動計画として、平成 18 年 3 月に「行動計画（第一期）」を上位計画と尊重し「東京湾水環境再生計画（案）」をとりまとめ、これに基づき東京湾の水環境再生のための施策に取り組んできたところである。東京湾再生推進会議の動きを始め、社会基盤ストックの老朽化、東日本大震災、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などの東京湾をめぐる情勢の変化も踏まえ、関東地方整備局は、これらに対応した計画として今後引き続き取り組みを進めて行くものとして必要な追記や修正をし、（案）を取り、「東京湾水環境再生計画」として改訂した。

東京湾の水環境再生は、陸域からの流入汚濁負荷の削減、海域における汚泥除去や覆砂等の直接対策、さらには水生動植物等による水質・底質浄化機能の向上等の多面的な施策の実施によって達成されると考えられる。また、その実施にあたっては、行政のみならず市民・住民や NPO 等の多様な主体による創意工夫ある取り組みを尊重しつつ、目標実現のための様々な取り組みが、あらゆるレベルで連携・協働を図りながら体系的、総合的に進められることも重要である。現在よりも一歩でも前に進んでいくことを基本とし、様々な関係者からの率直な意見や提案を受け入れ、美しく豊かな東京湾の再生に向けて、東京湾の水環境の再生がより一層推進されることを期待したい。

平成 27 年 4 月

国土交通省 関東地方整備局